

# 入札説明書

(一般競争入札)

## 案件名

奨学金管理システム用  
機器等賃貸借契約

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

令和8年3月25日

# 入札説明書項目

- 1 入札手続きについて
- 2 入札参加者心得
- 3 入札参加申請書
- 4 業務履行証明書
- 5 委任状及び作成例
- 6 入札書及び記入例
- 7 仕様書
- 8 契約書（案）及び保有個人情報取扱特記事項
- 9 誓約書
- 10 入札日程表

# 入札手続きについて

入札に参加する方は下記事項を熟知のうえ入札してください。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和8年4月9日（木曜日）午前11時00分までに書面（FAX可）にて下記2（1）に掲げる者に説明を求めることができます。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 1 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記載しています。

入札に参加を希望する方は、別紙「入札参加申請書」を令和8年4月17日（金曜日）午後3時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ提出してください。提出がない場合は、入札には参加できません。

併せて、業務履行証明書を提出してください。

なお、郵送の場合は、書留郵便で送付してください。

## 2 入札について

### （1）提出場所

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 福岡支所  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50  
福岡県吉塚合同庁舎5F  
電話番号 092-641-7326（直通）  
FAX番号 092-641-7530

### （2）入札書提出期限

令和8年4月24日（金曜日）午後4時00分

### （3）注意事項

ア 入札に参加する方は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。入札書提出期限内必着）により、下記のとおり提出してください。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。

イ 入札金額は、調達物品の5年間の賃借料総額のほか、設置に係る費用、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とします。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。なお、記載する数値は整数であることとします。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「4月27日開封〈奨学金管理システム用機器等賃貸借契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「4月27日開封〈奨学金管理システム用機器等賃貸借契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

### 3 開札

- (1) 日時

令和8年4月27日（月曜日） 午前10時00分

- (2) 場所

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎2F 福岡教育事務所視聴覚室

- (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、本人又は委任状が提出されている場合はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

- (4) 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

- (5) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行います。

#### ～入札までの流れ（補足説明）～

○ 入札説明会はありません。入札説明書の熟読をお願いします。

○ 入札書の日付と入札書の記名について

- ・ 入札書の日付は、提出期限である4月24日又はそれ以前の日付となり、開札日の月日ではありませんので注意してください。
- ・ 入札書の記名は、入札書を提出した日までに委任状が提出されているときは委任された人の名前になります。
- ・ 入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、代表者の名前になります。

す。

○ 入札等に関する質問及び回答について

内容に関する質問は、4月9日（木曜日）午前11時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ必ず書面で行ってください。（FAX可）

回答は4月10日（金曜日）午後4時までに行います。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でも構いません。

○ 同等品の申請について

同等品で入札する場合は、4月17日（金曜日）午前11時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ必ず書面で行ってください。（FAX可）なお、同等品申請書の様式については任意様式で構いませんが、製品の詳細が分かるカタログを必ず添付してください。

承認不承認の回答は4月20日（月曜日）までに行います。

○ 入札書の書き方について

- ・ 記入例を参考に、5年間の賃借料総額（保守料金を含む）を整数により記入してください。
- ・ ¥マークの横の頭金額、記名がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）金額は税抜きとなります。

○ 再度入札について

- ・ 1回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っている場合、2回目の入札を行うことがあります。そのときの準備もお願いします。  
ただし、いずれの場合も1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

# 入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 財団に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
  - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
  - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
  - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。
  - (6) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
  - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (8) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、財団の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、財団が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに財団の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、財団の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。